

秋田県告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和2年3月24日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロ メートル)
一般県道	旧	西山生保内線	A	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番161から 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番1まで	5.00～20.00	0.222
		西山生保内線	B	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番161から 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番1まで	8.00～29.00	0.298
	新	西山生保内線	A			
		西山生保内線	B	仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番161から 仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳2番1まで	8.00～29.00	0.298

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和2年3月24日(火)から同年4月7日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)